

飯山市税条例（抜粋）

（課税額）

第 151 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、介護給付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 51 万円を超える場合においては、基礎課税額は、51 万円とする。

3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 14 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は 14 万円とする。

4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 12 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、12 万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第 152 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に **100 分の 4.9** を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第 314 条の 2 第 1 項の規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第 153 条 第 151 条第 2 項の資産割額は当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に **100 分の 25.3** を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第 154 条 第 151 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について **10,600 円** とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第 155 条 第 151 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 155 条の 5 において同じ。)以外の世帯 **12,500 円**

(2) 特定世帯 **6,250 円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第 155 条の 2 第 151 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に **100 分の 2.5** を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第 155 条の 3 第 151 条第 3 項の資産割額は、当該年度の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に **100 分の 12.7** を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第 155 条の 4 第 151 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について **5,300 円** とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第 155 条の 5 第 151 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 **6,300 円**

(2) 特定世帯 **3,150 円**

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第 155 条の 6 第 151 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.20 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第 155 条の 7 第 151 条第 4 項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 5.30 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第 155 条の 8 第 151 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について 6,800 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第 155 条の 9 第 151 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 5,800 円とする。

(賦課期日)

第 156 条 国民健康保険税の賦課期日は 4 月 1 日とする。

(徴収の方法)

第 156 条の 2 (略)

(納期)

第 157 条 (略)

(納税義務の発消滅等に伴う賦課)

第158条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第159条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **7,420円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **8,750円**

(イ) 特定世帯 **4,375円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **3,710円**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **4,410円**

(イ) 特定世帯 **2,205円**

オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護給付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,760円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,060円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **5,300円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **6,250円**

(イ) 特定世帯 **3,125円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,650円**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **3,150 円**

(イ) 特定世帯 **1,575 円**

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 150 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 3,400 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 2,900 円

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 35 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 150 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について **2,120 円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **2,500 円**

(イ) 特定世帯 **1,250 円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 150 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について **1,060 円**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **1,260 円**

(イ) 特定世帯 **630 円**

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 150 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1,360 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 1,160 円

(以下略)

平成24年度 飯山市国民健康保険税

はじめに

○保険税の納税義務者は「世帯主」です

世帯主が国民健康保険に加入していなくても同様です。

○国民健康保険の加入・脱退の手続きはお早めに

保険税は、加入した月・脱退した月、または脱退した月の前月を基準に再計算します。再計算したお知らせは、手続きした翌月の中旬にお送りしますので、それまでに納期限となる保険税は納付をお願いいたします。納付をしないと滞納の扱いとなりますのでご注意ください。また、加入の手続きが遅れると残りの納期で保険税を納付することになり、1期あたりの負担が大きくなります。

加入・脱退の手続きは市役所市民環境課へ届出ください。

○保険税の納付書は、脱退した翌月以降にも送られる場合があります

保険税は、1年（4月～翌年3月）分の税額を9期（回）に分けて納付していただきますので、年度の途中で国保を脱退した場合、加入していた期間分の保険税を再計算して、それまでに納めていただいた額では足りない場合に、精算分として納付書をお送りすることがあります。

また、所得等の変更があった場合にも、税額を再計算します。



保険税の納期

1年（4月～翌年3月）分を次の回数で納めていただきます。
（中途加入・脱退の場合は納期が変わります）

○納付書払い・口座振替の世帯（普通徴収）：9期

○世帯主の年金から天引き納付となる世帯（特別徴収）：6期（年金支給月）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書・口振				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
年金から天引き	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※納期前の4～6月に国民健康保険を脱退された世帯には、7月に精算分の納付書等をお送りします。

※口座振替で納めていただいている世帯の方へ

世帯主が変わった場合は、お手数ですが再度口座振替の登録をお願いいたします。登録の手続きは、市内の金融機関または税務課でできます。

保険税の賦課期日

4月1日

平成24年度の保険税の税率・税額及び課税限度額

今年度の税率・税額及び課税限度額は次のとおりです。
（軽減割合については裏面をご覧ください）

区分	医療保険分	支援分	介護保険分
所得割税率	4.90%	2.50%	2.20%
資産割税率	25.30%	12.70%	5.30%
均等割額	10,600円	5,300円	6,800円
平等割額	12,500円	6,300円	5,800円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

保険税の計算方法

上記の税率・税額表を基に次の区分ごと税額を計算し、合算したものが国民健康保険税となります。（百円未満切り捨て）

区分

- ・医療保険分：国民健康保険制度の運営に充てられるものです。
- ・支援分：後期高齢者医療制度を現役世代で支えるためのものです。
- ・介護分：介護保険制度の運営に充てられるものです。
（介護保険制度の2号被保険者（40～64歳）の方が対象です）

- ①所得割 … (前年中の総所得額※ - 330,000円) × 税率 ※加入者ごとに計算
- ②資産割 … 本年度の固定資産税(都市計画税を除く) × 税率 ※加入者ごとに計算
- ③均等割 … 加入者の人数 × 税額
- ④平等割 … 1世帯あたりの税額 (加入者数に関わらず定額)

※総所得額とは、総収入額から必要経費または給与・年金所得控除額を引いた額です。

税額の軽減（一般世帯）

前年中の総所得額に応じて※1※2、均等割額・平等割額の軽減をいたします。

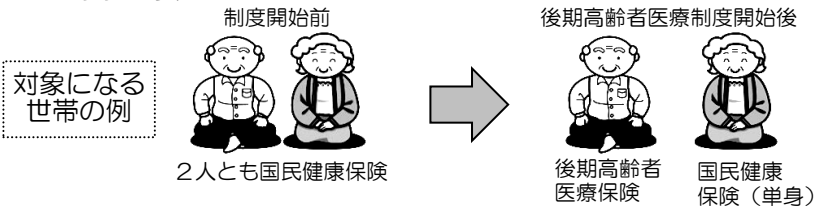
軽減対象世帯の総所得額 (国保に加入していない世帯主分を含む)	軽減割合	医療分軽減額	支援分軽減額	介護分軽減額
33万円以下の世帯	7割 (旧6割)	均等割 1人につき 7,420円	均等割 1人につき 3,710円	均等割 1人につき 4,760円
		平等割 8,750円	平等割 4,410円	平等割 4,060円
33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数) *被保険者数には特定同一世帯所属者※3を含む)	5割 (旧4割)	均等割 1人につき 5,300円	均等割 1人につき 2,650円	均等割 1人につき 3,400円
		平等割 6,250円	平等割 3,150円	平等割 2,900円
33万円+(35万円×被保険者数) *被保険者数には特定同一世帯所属者※3を含む)	2割 (新設)	均等割 1人につき 2,120円	均等割 1人につき 1,060円	均等割 1人につき 1,360円
		平等割 2,500円	平等割 1,260円	平等割 1,160円

- ※1 65歳以上で公的年金収入のある方は、保険税を計算する際に用いた年金所得額から、15万円を控除した額で軽減判定をいたします。
- ※2 分離譲渡所得（土地・株式等の売買に係るもの）は、特別控除前の額で判定します。
- ※3 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険の被保険者から、後期高齢者医療制度に移行された方で、移行した日以降も引き続き同じ世帯にいる方です。ただし人数に含まれるのは、同制度に移行してから最長で5年間のみです。

税額の軽減（後期高齢者医療制度の実施に伴うもの）

後期高齢者医療制度の実施に伴い、次の条件に該当する世帯（特定世帯）は、平等割額が軽減されます（最長5年、医療分・支援分のみ）。

- 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度※に移ったことにより、国民健康保険の加入者が単身となる世帯（その他、引き続き同じ世帯でいること、世帯主の変更がない等の条件があります）



※後期高齢者医療制度の保険の対象になるのは、平成20年4月1日以降に75歳に到達する方、または65歳以上で長野県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方です。

年度の途中で加入・脱退されたとき

年度の税額を月割で再計算して、変更後の納付書を改めて発行いたします。

- 例:8月15日に退職し、その後社会保険から国民健康保険に変更した場合

社会保険の資格は8月15日まで有効ですが、8月分は国民健康保険税を納めていただきます。

社会保険料を納める				国民健康保険税を納める							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資格は8月15日まで有効				国民健康保険の資格は8月16日から有効							

- 例:10月25日に市外へ転出された場合

飯山市での資格は10月25日まで有効ですが、10月分の国民健康保険税は新しい住所地で納めていただきます。

飯山市で納める						新しい住所地で納める					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資格は10月25日まで有効						資格は転入日から有効					

非自発的失業により国保に加入されたとき

該当者：平成21年3月31日以降に非自発的失業（倒産・解雇（自己の責によるものを除く）・雇い止め他）により失業した方で、失業した日の時点で65歳未満の方（雇用保険受給資格者証に記載してある内容で判定します）

軽減内容：保険税の計算・軽減判定や高額療養費の限度額区分の判定に際して、該当者の給与所得を30/100で計算します（平成21年度の保険税は対象外です）。

軽減期間：最長で失業した日の翌日から翌年度末までの期間です。（平成23年3月31日から平成24年3月30日までに失業された場合は、最長で平成24年度末までが軽減の対象となります）

手続き：税務課 市民税係で申し出をお願いいたします。なお、申し出の際は、雇用保険受給資格者証の原本と印鑑をお持ちください。

※詳細は、市役所 税務課 までお問い合わせください。

飯山市役所 税務課 市民税係 電話 0269-62-3111 内線 161, 162